

# 島根県報

第一、四七二号

平成十五年五月二十三日

(金曜日)

## 目次

### 告示

島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農業経営課) 一

### 部改正

保安林予定森林 (森林整備課) 一

### 公告

都市計画の変更案の縦覧 (都市計画課) 二

### 特定調達公告

島根県立中央病院統合情報システム運用業務委託に係る随意契約の相手方等 (中央病院) 二

島根県立中央病院情報通信設備保守業務委託に係る随意契約の相手方等 ( ) 二

意契約の相手方等 ( ) 二

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務委託に係る随意契約の相手方等 ( ) 三

## 告示

## 告示

### 島根県告示第四百九十三号

島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱(平成十二年島根県告示第九十二号)の一部を次のように改正する。

平成十五年五月二十三日

島根県知事 澄田信義

別表貸付条件の欄中「年一・〇パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

### 附則

- この告示は、平成十五年五月二十三日から施行する。
- この告示による改正後の島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年四月十八日以降に貸し付けられる島根県どう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県どう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

### 島根県告示第四百九十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二十三日

島根県知事 澄田信義

### 一 保安林予定森林の所在場所

平田市国富町字中島三一四の三、三二四の一、三二四の六、三五八、三六五、三六五

の一、二〇〇五の一から二〇〇五の四まで

### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出するべしとができる。

平成十五年五月二十三日

島根県知事 澄田 信義

一 都市計画の種類

出雲都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

出雲市今市町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び出雲市役所

四 縦覧期間

平成十五年五月二十三日から平成十五年六月六日まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第88号)第9条の規定により公示する。

平成15年 5 月23日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南2丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

100,573,200円

6 契約の相手方を決した手続き

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第88号)第9条の規定により公示する。

平成15年 5 月23日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院情報通信設備保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年 4 月 1 日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
松下 ネットワークオペレーションズ株式会社 東京都港区芝浦 1 丁目12番 3号
- 5 随意契約に係る契約金額  
40,824,000円
- 6 契約の相手方を決した手続き  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成15年 5 月23日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 役務の名称及び数量  
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成15年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社島根支店 松江市学園南 2 丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額  
161,068,597円
- 6 契約の相手方を決した手続き  
随意契約

- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月二十三日印刷  
平成十五年五月二十三日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)